

森林環境税（仮称）の早期創設を求める意見書

我が国の森林は国土の7割を占め、国土保全、水源のかん養、地球温暖化防止等多面的な機能を有しており、国民全体に様々な恩恵をもたらしている。これらの機能を十分に果たすためには、森林の適切な整備・保全を着実に実施する必要がある。

現在、国において、市町村主体の新たな森林整備等を行うための財源として「森林環境税（仮称）」の創設に向けた検討が進められているところであるが、森林整備等を進めていくことは、国土保全などの森林の公益的機能の発揮のみならず、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

よって、国におかれては、下記の事項を実施されるよう強く要望する。

記

- 1 森林の持つ多面的機能の恩恵を広く国民全体が享受していることに鑑み、森林整備等に係る安定財源確保のため、森林環境税（仮称）を早期に創設すること。
- 2 森林環境税（仮称）の制度設計に当たっては、地方の意見を十分に踏まえて進めるとともに、税収は全額地方の税財源となるよう配慮すること。また、国・都道府県・市町村の森林整備等に係る役割分担や税源配分のあり方等の課題について十分整理し、都道府県を中心として独自に課税している森林環境税等との関係についてもしっかりと調整を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年7月7日

鹿児島県議会議長 柴立鉄彦

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣 殿
総務大臣
農林水産大臣
環境大臣